

## 県公金送金通知書を紛失、き損してしまった場合

金融機関の窓口で還付金を受け取ることができません。亡失（き損）の届出書をご提出いただく必要があります。

手続きにおいて還付金の内容を確認しますので、自動車税事務所（028-658-5521）までお問い合わせください。